

災

事

例

労働安全衛生コンサルタント 山口 好孝

22

## 突然のびっくりーいや、ぎっくりー腰!

電気工事を業とするT社（労働者数約15人）で働くAさん（59歳）は、電気工事士として約40年、ベテランとして毎日を頑張っている。

### ○労働災害発生状況

連日の快晴の下、Aさんは顧客先での仕事を予定どおり終了すると、小型トラックに乗つて午後5時頃に帰社した。そして早速、荷台の工具資材、廃材等を降ろす事にして、Aさんらは共同で近くにある倉庫内へ運び入れつつ整理・整頓をしていたが、そんな作業のときに、倉庫の前横にビニールシートをかぶせて置いてある荷物に気付いた。シートをめくつてみると、工事出張中に

納品されたと思われるキヤブタイヤケーブルであった。Aさんは、このケーブル（直径約70cm、重さ約40kg、3段積み）を倉庫内へ運び入れることにした。見れば、ケーブル一巻きの大きさや重量は、これまでに運んだものと大差ないことから、Aさんは最上段のケーブルの両端あたりに手を掛けたと力を込め『エイッ』と抱え上げ、そして歩き出すため向きを変えた時、オットトトと足がふらつてしまつた。バランスを崩し倒れそうになつたAさんはとっさに力を込めて踏ん張つたその時、腰にゴギッとする痛みが

わゆるぎっくり腰により休業約3カ月になつたのである。なお、平成25年6月に改訂された『職場における腰痛予防対策指針』では、以下のよう示され

る際には、物品の形状や重量等について十分に対応する必要がある。本例では、直径約70cm、重さ40kg以下となるよう努める。業で抱えて行つたこと。

### ○発生原因と対策

（1）コイル状（ドーナツ状）の重量物を一人作業で抱えて行つたこと。



物品の抱え運搬等をする際には、物品の形状や重量等について十分に対応する必要がある。本例では、直径約70cm、重さ40kg以下となるよう努める。業で抱えて行つたこと。

（ア）満18歳以上の男子労働者が人力でのみ取り扱う物の重量は、体重のおおむね40%以下となるよう努める。同女子労働者では、さらには男性が取り扱うことのできる重量の60%位までとすること。（イ）右の（ア）の重量を超える重量物取り扱いの場合、適切な姿勢にて身長差のない2人以上で行うこと。  
（2）事業者として、重量物取り扱いに係る腰痛予防の管理が不十分であったこと。

つまり、電気工事においては、重量のある資材信したのであろう。重量等の取り扱いが相応にあるものであるから、腰痛予防のため、前記腰痛指針を踏まえた作業の周知、

経験と体力に自信のあるAさんは運べるものと過信したのであろう。重量物の抱え運搬では、腰だけでなく背部等の骨格筋等を痛める例が散見されており、従つて、取り扱う際に「これ位なら……」

（1）重量物取扱い作業  
（2）立ち作業  
（3）座り作業  
（4）福祉・医療分野等における介護・看護作業  
（5）車両運転等の作業

自主的な教育（KYT等）の実施について不十分であつたといえるのである。「指針内容に関する問い合わせは、所轄の監督署、又は、当基準協会まで」  
※労働安全衛生法第24条  
事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じること。  
※職場における腰痛予防対策指針（H25年6月18日、基発0618第1号）の項目。